

## 第2期松戸市自殺対策計画の策定について

第1期松戸市自殺対策計画の計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間であることから、今年度計画の評価、見直しを行い、第2期計画を策定する。

### ○第2期計画策定の大まかなスケジュール

時期	内容	関係課にお願いする作業(予定)
令和5年6月		自殺対策計画関連調査への回答
8月	8/2 松戸市自殺対策庁内連携会議 ・第1期計画の進捗・評価 ・第2期計画骨子案の検討	・実態把握のための調査等への協力 ・関連施策等の照会、協議
10月	10/31 松戸市自殺対策推進部会 ・第1期計画の進捗・評価 ・第2期計画案の審議	
12月	市議会への説明 パブリックコメントの実施	必要時、パブリックコメントへの回答 協力
令和6年2月	2/7 松戸市健康づくり推進会議 ・パブリックコメントの報告 ・第2期計画案の修正説明、審議	
3月	市議会への報告 第2期計画書完成	

# 第2期松戸市自殺対策計画の策定について

## ○第1期松戸市自殺対策計画の進捗・評価

- ・基本施策、重点施策、生きる支援関連施策の全ての事業について、年1回「進捗確認シート」を用いて進捗確認を行い、「自殺対策庁内連携会議」において関連課で共有を図ってきた。
- ・基本施策、重点施策に関する評価項目については、担当課が事業を着実に実施し、概ね目標値を達成している。
- ・一方、自殺死亡率については、計画策定時と比べて減少しておらず、引き続き取り組みが必要である。

## ○自殺統計から見える課題

- ・平成30年以降、自殺者数は下げ止まりとなっている。
- ・自殺者数は、40歳代～50歳代の男性が最も多いが、令和2年以降、女性や他の世代の割合が増えている。
- ・自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、庁内外関係部署間の連携の重要性が高まっている。

## ○新たな「自殺総合対策大綱」（令和4年10月）

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組強化
- ・総合的な自殺対策の更なる推進・強化

## ○市民アンケート（令和4年10月）の結果

- ・「これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがあるか」に男性の16.4%、女性の22.1%が「ある」と回答。
- ・特に、女性の20歳代～40歳代、男性の40歳代で高い傾向が見られ、女性の30歳代は「最近1年以内に自殺したいと考えた」ことがある人の割合も高い。
- ・「死にたいと思った原因」は、女性では家庭問題、男性では勤務問題が多い。
- ・「必要だと思う自殺対策」は、「子どもが相談しやすい環境・体制整備」が最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」「職場におけるメンタルヘルス対策」が続く。
- ・「社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせる」と思う人は前回調査（平成29年）より増加。

# 第2期松戸市自殺対策計画の骨子案

## 計画の位置づけ

- ・自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」
- ・「自殺総合対策大綱」や「第2次千葉県自殺対策推進計画」の趣旨を踏まえて策定
- ・「松戸市総合計画」を上位計画とし、「健康松戸21Ⅲ」「第4次松戸市地域福祉計画」などの関連計画と整合・連携を図りながら策定

## 基本理念

「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指す。

## 計画期間

令和6年度から令和10年度（5年間）

## 数値目標

第1期計画の数値目標を継続  
平成28年：16.7 ⇒ 令和8年：11.7  
※令和4年：17.5

## 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

# 第2期松戸市自殺対策計画の骨子案

## 施策体系

### 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市

#### 基本施策 (基盤的な取り組み)

1. 生きる支援につながるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 自殺未遂者等への支援の充実
5. 自死遺族等への支援の充実
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 重点施策 (重点的に取り組む対象)

1. 生活困窮者の自殺対策の推進
2. 高齢者の自殺対策の推進
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進
4. 子ども・若者の自殺対策の推進
5. 女性等の自殺対策の推進

#### 生きる支援関連施策

庁内の多様な既存事業を位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進

# 「自殺総合対策大綱」のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について**詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、**SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応**等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用**等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策**を「**当面の重点施策**」に**新たに位置づけて取組を強化。**

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化。**

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携  
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など



# 「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態ははまだ続いている

✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**

- ・自殺への影響について情報収集・分析
- ・ICT活用を推進
- ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

## 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

# 「自殺総合対策大綱」

## ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
  - ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

# 「自殺総合対策大綱」

## ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

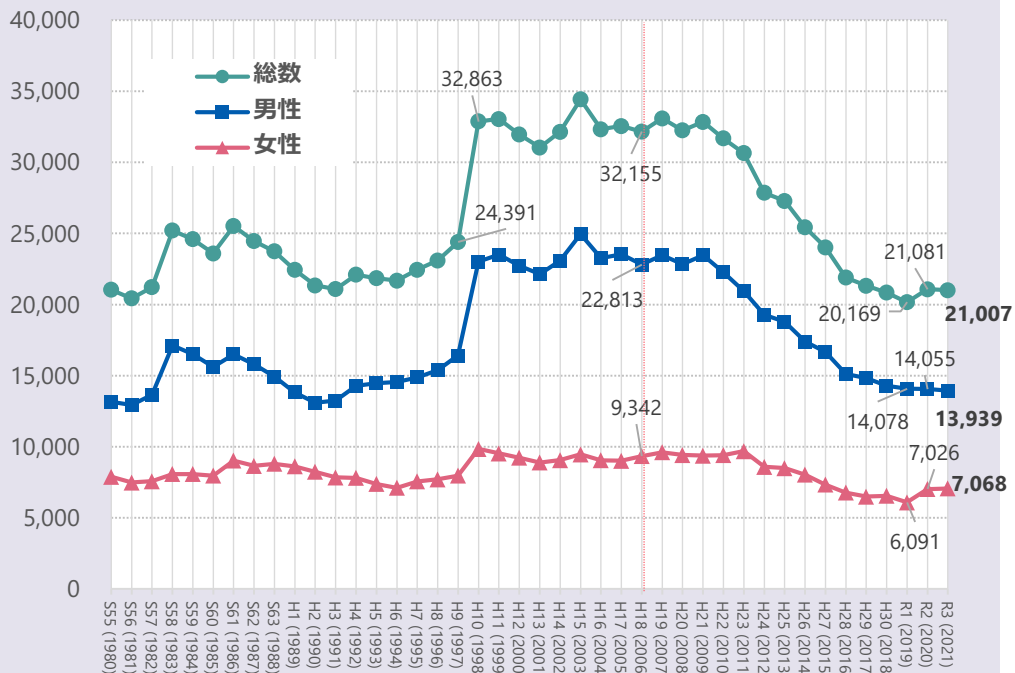
- **妊産婦への支援の充実** (新設)
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**



# (参考) 自殺者数の推移

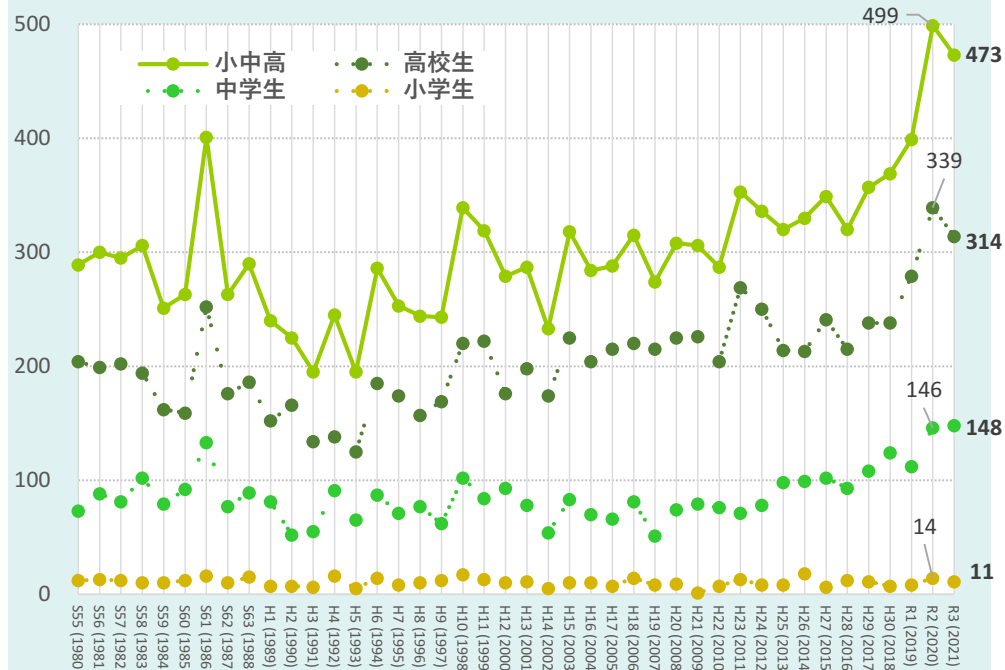
## 自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。  
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加。



## 小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となった。



資料 10

# 第2期松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

計画案 素案

令和5年（2023年）10月

松戸市

## 【目次】

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
.....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の数値目標 .....	3
第2章 国や県の取組 .....	4
1 国の取組（第4次自殺総合対策大綱） .....	4
（1）第4次自殺総合対策大綱のポイント .....	4
（2）自殺総合対策における当面の重点施策について .....	4
2 県の取組（第2次千葉県自殺対策推進計画） .....	5
第3章 松戸市における自殺の特徴 .....	6
1 統計からみる現状 .....	6
（1）自殺者数の推移 .....	6
（2）自殺死亡率の推移（全国、千葉県との比較） .....	6
2 地域自殺実態プロファイルによる分析 .....	8
3 松戸市の自殺の特徴 .....	9
4 松戸市において重点的に取り組む対象 .....	9
第4章 第1期計画の評価 .....	10
1 第1期基本施策の評価 .....	10
（1）生きる支援につながるネットワークの強化 .....	10
（2）自殺対策を支える人材の育成 .....	11
（3）市民への啓発と周知 .....	11
（4）生きることの促進要因への支援 .....	12
（5）児童生徒のこころの健康づくりの推進 .....	12
2 重点施策の評価 .....	13
（1）生活困窮者の自殺対策の推進 .....	13
（2）高齢者の自殺対策の推進 .....	14
（3）勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 .....	14
（4）子ども・若者の自殺対策の推進 .....	15
3 総合的な評価 .....	16

第5章 第2期における自殺対策における取り組み	17	
1 基本方針	17	
2 施策体系	17	
3 基本施策	18	
基本施策1	生きる支援につながるネットワークの強化	18
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	20
基本施策3	市民への啓発と周知	21
基本施策4	自殺未遂者等への支援の充実	22
基本施策5	自死遺族等への支援の充実	23
基本施策6	児童生徒に向けた自殺予防教育の充実	24
4 重点施策	25	
重点施策1	生活困窮者の自殺対策の推進	25
重点施策2	高齢者の自殺対策の推進	27
重点施策3	勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	28
重点施策4	子ども・若者の自殺対策の推進	29
重点施策5	女性等の自殺対策の推進	31
5 生きる支援関連施策	33	
6 評価項目一覧	36	
第6章 自殺対策の推進体制	37	
資料編	38	
1 「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査	38	
(1) 調査の目的と本計画への反映	38	
(2) 本調査の概要	38	
(3) 調査のまとめ概要	38	
(4) 主な調査結果	39	
2 自殺対策基本法	45	
3 要綱関係（庁外）	50	
(1) 要綱（庁外）	50	
(2) 委員名簿（庁外）	50	
4 要綱関係（庁内）	50	
(1) 要綱（庁内）	50	
(2) 委員名簿（庁内）	50	
5 策定の経過	51	



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

※検討中

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱や第2次千葉県自殺対策推進計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

【参考：自殺対策基本法（部分）】

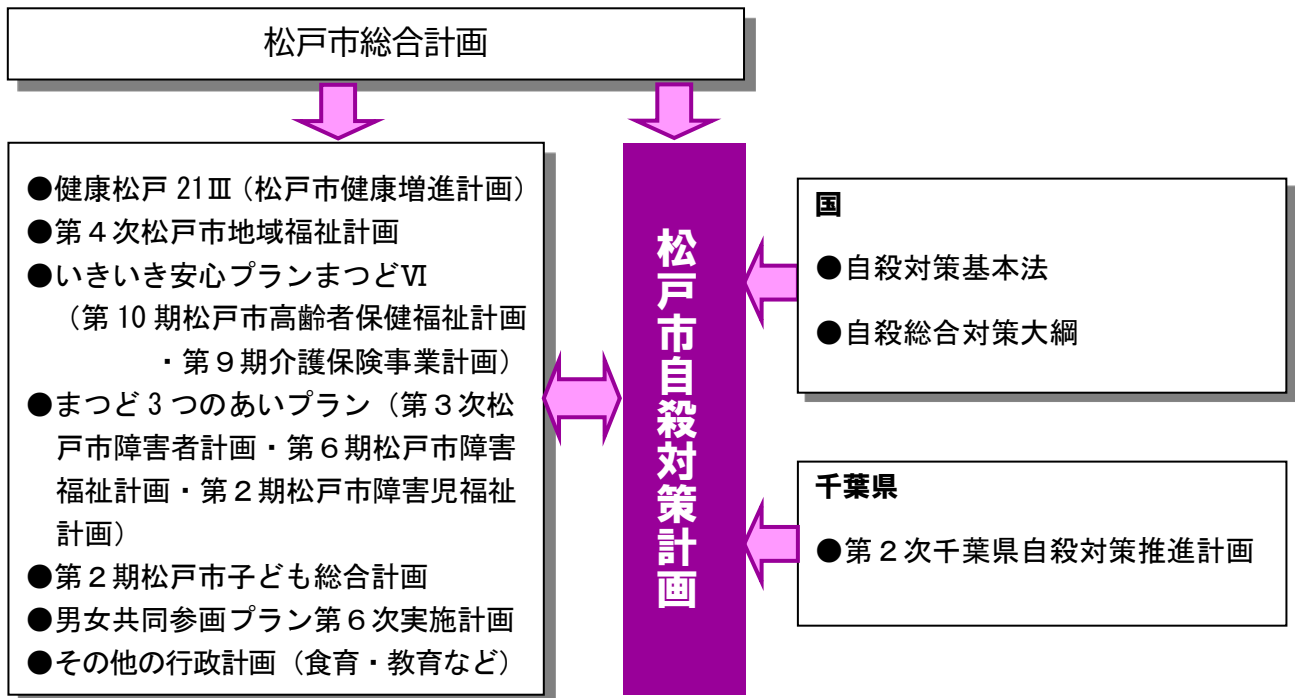
自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「松戸市総合計画（令和4年度～令和11年度）」を上位計画として、「健康松戸21Ⅲ（松戸市健康増進計画）（平成26年度（2014年度）～平成35年度（令和5年度、2023年度）」、「第4次松戸市地域福祉計画）（令和5年度～令和●年度）」、「いきいき安心プランⅧまつど（第10期松戸市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（令和6年度～令和8年度）」などの関連計画などと整合・連携を図りながら推進するものです。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

令和10年度（2028年度）中に計画の見直しを図り、第3期の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【図】本計画の期間



### 4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は自殺総合対策大綱において、当面の目標として、我が国の自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに自殺死亡率を2015年より30%以上減少させることを目標として定めています。こうした国の方針を踏まえ、本市では2026年の自殺死亡率を2016年より30%以上減少させることを長期目標とし、本計画の最終年度である2023年の自殺死亡率を13.2以下と設定します。ただし、実績が目標値を下回ったとしても、自殺者がいる限り自殺対策を継続する必要があります。

計画の数値目標（自殺死亡率）
第1期計画の数値目標を継続
平成28年:16.7 ⇒ 令和8年:11.7
※令和4年：17.5

## 第2章 国や県の実施

### 1 国の実施（第4次自殺総合対策大綱）

#### （1）第4次自殺総合対策大綱のポイント

国は、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を令和4年10月に閣議決定しました。

新たな大綱では、副題として「子ども・若者、女性の自殺対策の強化など総合的な自殺対策の更なる推進」を掲げており、「子ども・若者」「女性」が新たなキーワードとして示されていますが、新たな大綱のポイントとして、以下の4点が掲げられています。

〔新たな大綱のポイント〕

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

#### （2）自殺総合対策における当面の重点施策について

国は、自殺総合対策大綱における「自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、以下の重点施策を設定しています。

〔重点施策〕

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

なお、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標に掲げています。

平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下 ※令和2年：16.4



## 2 県の取組（第2次千葉県自殺対策推進計画）

「第2次千葉県自殺対策推進計画」の概要は以下の通りです。

### 計画の期間

- 平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間。
- 国の自殺総合対策大綱改定を踏まえて中間見直しを予定。

### 計画の目標

- 令和8年（2026年）までに、県の自殺死亡率を平成26年（2014年）から平成28年（2016年）平均の18.6から30%以上減少させ13.0以下にすることを目標。

### 自殺対策推進のための取組

- 地域レベルの自殺対策の推進
- 統計資料を活用した自殺対策の推進
- 自殺対策に係る人材の養成
- 心の健康づくりなど一次予防の取組
- 自殺の危機に対応する二次予防の取組
- 遺された人への支援
- 身体の問題への支援
- 精神の問題への支援
- 経済・生活・就労問題への支援
- 家庭問題への支援
- 勤務問題への支援
- 学校問題への支援
- その他の問題（マイノリティ等）への支援

### 自殺対策の基本方針

- (1) 全体的対策と個別支援を組み合わせ推進する
- (2) 関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組む
- (3) 地域の実情に応じた対策を効果的に進める

## 第3章 松戸市における自殺の特徴

### 1 統計からみる現状

#### (1) 自殺者数の推移

※検討中

#### (2) 自殺死亡率の推移（全国、千葉県との比較）

※検討中

※以下、作成中

- 年代別自殺者数（松戸市）
- 年代別自殺死亡率の割合（全国、千葉県との比較）
  - ・男性
  - ・女性
- 男女別・年齢階級別自殺者数（松戸市）
- 年代別にみた死亡原因（松戸市）
- 同居人の有無別自殺死亡率（松戸市）
- 職業別自殺者数
- 自殺未遂歴の有無（全国、千葉県との比較）
- 原因・動機別自殺者数（松戸市）

## 2 地域自殺実態プロファイルによる分析

地域自殺実態プロファイルとは、市町村が自殺対策計画を策定するにあたり、地域の自殺実態を理解できるようにするためのツールとして国から送られた参考資料集です。

自殺実態の分析を共通の手法で行なったもので、他市町村と比較可能となっています。5年合計の集計を用いており、性、年代、職業、同居人の有無から自殺者数が多い5つの区分が示されています。

以下、本市の自殺の特徴として国から示されたものです。

地域自殺実態プロファイルが示す本市の傾向を、平成 26 (2014) 年～平成 30 (2018) 年合計と、平成 29 (2017) 年～令和 2 (2021) 年合計で見ると、上位を男性が占める状況に大きな変化はありませんが、「40～59 歳の無職同居女性」の順位が上がっていることがうかがえます。

また、「40～59 歳の無職独居男性」の自殺死亡率が非常に高いことが続いています。

### 松戸市の主な自殺の特徴（特別集計）（自殺日・居住地）

（平成 26 (2014) 年～平成 30 (2018) 年合計）

自殺者の特性 上位 5 区分	割合	自殺死亡率 <sup>1</sup> (10 万対)	
		市	全国
1 位:男性 40～59 歳 有職同居	11.7%	18.1	17.9
2 位:男性 60 歳以上 無職同居	10.2%	26.2	31.5
3 位:男性 60 歳以上 無職独居	7.5%	73.1	92.3
4 位:女性 60 歳以上 無職同居	6.5%	10.0	14.6
5 位:男性 40～59 歳 無職独居	5.7%	249.2	248.4

（平成 29 (2017) 年～令和 2 (2021) 年合計）

自殺者の特性 上位 5 区分	割合	自殺死亡率 <sup>1</sup> (10 万対)	
		市	全国
1 位:男性 40～59 歳 有職同居	10.4%	15.4	16.1
2 位:男性 60 歳以上 無職同居	9.7%	25.7	28.4
3 位:男性 60 歳以上 無職独居	7.7%	80.7	83.2
4 位:女性 40～59 歳 無職同居	6.9%	18.1	16.3
5 位:男性 40～59 歳 無職独居	6.5%	237.2	237.0

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。

1 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP（一般社団法人のち支える自殺対策推進センター）にて推計したもの。



### 3 松戸市の自殺の特徴

#### ■ 自殺者数、自殺死亡率ともに横ばい傾向

本市の自殺者数は、平成 22 年の 121 人をピークに平成 24 年には 100 人を下回りました。その後、平成 29 年までは減少傾向が続きましたが、平成 30 年には増加に転じ(84 人)、令和元年以降横ばいの傾向が続いています。

自殺死亡率(人口 10 万対)は平成 30 年に全国や県より高く、それ以降漸減傾向が続くものの、令和 3 年度以降、全国や県を上回っています。

こうした状況を踏まえ、引き続き自殺対策を推進していくことが必要とされます。

#### ■ 「男性 40～59 歳有職同居者」の自殺割合が高い

本市では「男性 40～59 歳有職同居者」の自殺割合が最も高く、その傾向は以前より続いています。

その要因として、勤め人の多い市民の仕事のストレス等が想定されますが、市外勤務者が多いことから、そうした人からの相談等の受け皿を充実していくことが必要とされます。

#### ■ 「女性 40～59 歳無職同居者」の自殺割合が増加している

本市の女性の自殺者数は令和 2 年以降増加傾向が見られ、近年、女性の自殺割合が高まっています。

全国においても同様の傾向が見られ、第 4 次の自殺総合対策大綱においても重点施策に追加されており、本市においても対応した取組が必要とされます。

#### ■ 「男性 60 歳以上無職(同居・独居)者」の自殺者数が多い

男女別では、全国と同様、男性の自殺が多く、そのうち自殺者数が最も多いのは「男性 60 歳以上無職同居者」が全体の 9.7%を占め、また、「男性 60 歳以上無職独居者」が 7.7%となっており、男性の 60 歳以上は合わせて 17.7%となっており、高齢者の社会参加や居場所づくりが必要とされています。

#### ■ 子ども・若者についての記載 ※検討中

### 4 松戸市において重点的に取り組む対象

松戸市の自殺の実態を分析した結果や、国から示された「地域自殺実態プロファイル」により示された特徴などから、今後、重点的に自殺対策で取り組むべき対象を以下のとおり定めました。

- (1) 生活困窮者
- (2) 高齢者
- (3) 勤務・経営者
- (4) 子ども・若者
- (5) 女性等(性的マイノリティ等を含む)

## 第4章 第1期計画の評価

### 1 基本施策の評価

施策の達成状況を、

◎達成 ○ほぼ達成 △あまり達成できていない ×達成できていない  
の4段階で評価すると以下のとおりとなります。

#### (1) 生きる支援につながるネットワークの強化

##### 【施策の方向性】

○行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者が連携、協力して施策を推進していく。

○他の事業を通じて展開されているネットワークなどとの連携強化にも取り組む。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	松戸市自殺対策推進部会の開催	1回/年以上	◎	予定通り実施
(2)	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	1回/年以上	◎	予定通り実施
(3)	① 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回開催	◎	予定通り実施
	② いじめ防止対策委員会における連携	年3回+必要に応じて複数回	◎	必要に応じ、予定通り実施
	③ 高齢者虐待防止ネットワークにおける連携	実施	◎	予定通り実施
	⑤ 松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会における連携	松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催	◎	予定通り実施
(4)	① 千葉県自殺対策推進センターとの連携	実施	◎	予定通り実施
	② 千葉県松戸健康福祉センターとの連携	実施	◎	予定通り実施
(5)	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化	実施	◎	予定通り実施
(6)	市内医療機関との連携	実施	◎	担当課がそれぞれ予定通り実施

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

### 【施策の方向性】

○保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成研修を拡充する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① 松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	実施	◎	予定通り実施
	② 松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	5年間で関係者各職種に実施	◎	予定通り実施
	③ ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施	5年間で関係者各職種に実施	◎	一般向け・若年層支援者向けを毎年各1回実施し、様々な職種が受講
(2)	① 市民に対するゲートキーパー養成研修の実施	実施	◎	予定通り実施

## (3) 市民への啓発と周知

### 【施策の方向性】

○自殺に追い込まれるという危機に陥った場合、誰かに援助を求めるべきであるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

○市民が利用する様々な場所や機会を活用して必要な情報の周知を図る。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付	5,000部以上/年	◎	予定通り実施 毎年7,000部以上を配布
	② こころの健康に関する媒体の作成と周知	配布数3,000以上/年	◎	チラシ、ステッカー等を予定通り配付
(2)	① 自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発	実施	○	予定通り実施
(3)	① 既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	実施	◎	動画等も活用し情報発信
(4)	① 市民向け講演会の開催	開催	○	オンラインも活用し開催
(5)	① こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発	実施	◎	予定通り実施

#### (4) 生きることの促進要因への支援

##### 【施策の方向性】

○「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす様々な取り組みを行う。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① 相談体制の充実と相談窓口情報の発信	市民アンケートにおける相談先の認知度の増加	◎	予定通り実施 認知度は相談窓口によるバラツキが大きい。
(2)	① 孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくり	実施	◎	住民主体の通いの場を順調に増やしている
	② 子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり	児童館機能を持つ施設 5 か所・中高生の居場所 2 か所	◎	児童館機能を持つ施設 5 か所・中高生の居場所 5 か所開設
	③ 生活に困窮する家庭の小学 5・6 年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	2023 年度までに 1 か所増設し市内 6 か所での実施を目指す	◎	市内 6 か所開設
(3)	① 自殺未遂者などに相談先の案内が行えるよう市内の医療機関などと連携	三次救急医療施設全てに周知	◎	予定通り実施
(4)	① 市民課(支所を含む)、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置	実施	○	令和 2 年度まで予定通り実施。令和 4 年度より「おくやみハンドブック」に情報を掲載

#### (5) 児童生徒のこころの健康づくりの推進

##### 【施策の方向性】

○学校や地域において、いじめや不登校など児童生徒の抱える悩みの解消を図る。  
○児童生徒が様々なテーマでこころ豊かに生き、自分と他人の命を大切にすることを育むための教育活動を実施する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括(評価理由、成果等)
(1)	① いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成	年 3 回+必要に応じて複数回	○	予定通り実施
	② 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	年 1 回配布	○	予定通り実施
(2)	① 豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	年 1 回作成・松戸市立小中学校に配付	○	予定通り実施、活用の周知
	② 思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	家庭教育学級などの希望団体に実施	◎	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年もあるが、令和 3 年度以降複数の団体に実施
	③ 心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	実施	○	予定通り実施

## 2 重点施策の評価

### (1) 生活困窮者の自殺対策の推進

#### 【施策の方向性】

- 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める。
- 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する。
- 庁内多重債務支援部署等との連携を図る。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(2)	① 松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	2023 年度新規相談受付件数(月平均) 73.5 件を目指す	◎	予定通り実施。2020～2022 年度の新規相談受付件数(月平均) は 50～80 件
	② 生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	面接相談員一人当たりの年間相談述べ件が 500 件以内を適正な配置目標数とする	◎	2020～2022 年度の面接相談員一人当たりの年間相談述べ件は概ね 480 件程度で適正な配置となっている
	③ 自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施	2023 年までの各年で、自立支援プログラム策定 50 名、就職・転職・増収者 60 名を目指す	○	2020～2022 年度の各年の自立支援プログラム策定 30～45 名、就職・転職・増収者 26～52 名
	④ 生活保護受給者の健康診査の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	② 東葛 6 市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	年 2 回開催(東葛 6 市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する)	◎	予定通り実施
	③ 自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介	実施	◎	予定通り実施

## (2) 高齢者の自殺対策の推進

### 【施策の方向性】

- 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める。
- 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う。
- ネットワークの構築と連携。
- 高齢者の居場所づくりを推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(2)	① 地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談・支援の実施	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数):55,000件	◎	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数)は年間20万件以上となっている
	② 福祉に関する困り事について専門職が行う相談(福祉まるごと相談窓口)の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	① 基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	実施	◎	予定通り実施
(4)	② 地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援	実施	○	予定通り実施

## (3) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

### 【施策の方向性】

- 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める。
- 勤務問題の相談支援を推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括(評価理由、成果等)
(1)	③ 市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施	商工会議所を通じて年1回以上	○	予定通り実施
(2)	① 社会保険労務士による労働相談の実施	労働相談の相談件数 年間95件	◎	予定通り実施。令和3年度97件、令和4年度105件
	② 障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援	福祉施設から一般就労への移行者数を平成32年度まで117人にする 就労・雇用のセミナー年1回開催	◎	予定通り定着支援研修会や企業向け雇用セミナーを実施
	③ 公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知	各施設における周知依頼件数8割	○	予定通り実施

#### (4) 子ども・若者の自殺対策の推進

##### 【施策の方向性】

- 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める。
- 子育て支援の充実。
- 学校において相談先についての周知を進める。
- 子ども・若者の「生きる力」を育む。
- 子ども・若者の居場所づくりを推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① ①保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	実施	○	予定通り実施
(2)	① ①産後うつ等の早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問	4 か月までの乳児のいる家庭全てに実施	◎	予定通り実施
	② ②子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談・支援の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	② 学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布	実施	○	予定通り実施
(4)	① 小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる	年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知	○	感染症対策を工夫して事業を実施
	③ GET YOUR DREAMの実施	5 校実施	○	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年もあるが、令和 4 年度は 6 校実施
	④ 中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施	12 校実施 引き続き、おやこ DE 広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る	×	新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和 3 年度 3 校、令和 4 年度 1 校実施
(5)	② 小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所を提供し、孤立の防止、体験や交流の提供、ニーズ把握や専門機関の支援につなぐ	児童館機能を持つ施設を 5 か所に拡大・拡充を図る	◎	児童館機能を持つ施設 5 か所・中高生の居場所 5 か所開設

### 3 総合的な評価

第1期計画で定めた数値目標（自殺死亡率）は、以下のとおりです。

計画の数値目標（自殺死亡率）			
基準値	第1期目標値	目標値	現状値
平成28年：16.7	令和5年：13.2	令和8年：11.7	令和4年：17.5

- ・基本施策、重点施策に関する評価項目については、担当課が事業を着実に実施し、概ね目標値を達成しています。
- ・一方、計画の数値目標である自殺死亡率については、計画策定時と比べて減少しておらず、引き続き自殺者を減少させる取り組みが必要となっています。



## 第5章 第2期における自殺対策における取り組み

### 1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された、新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

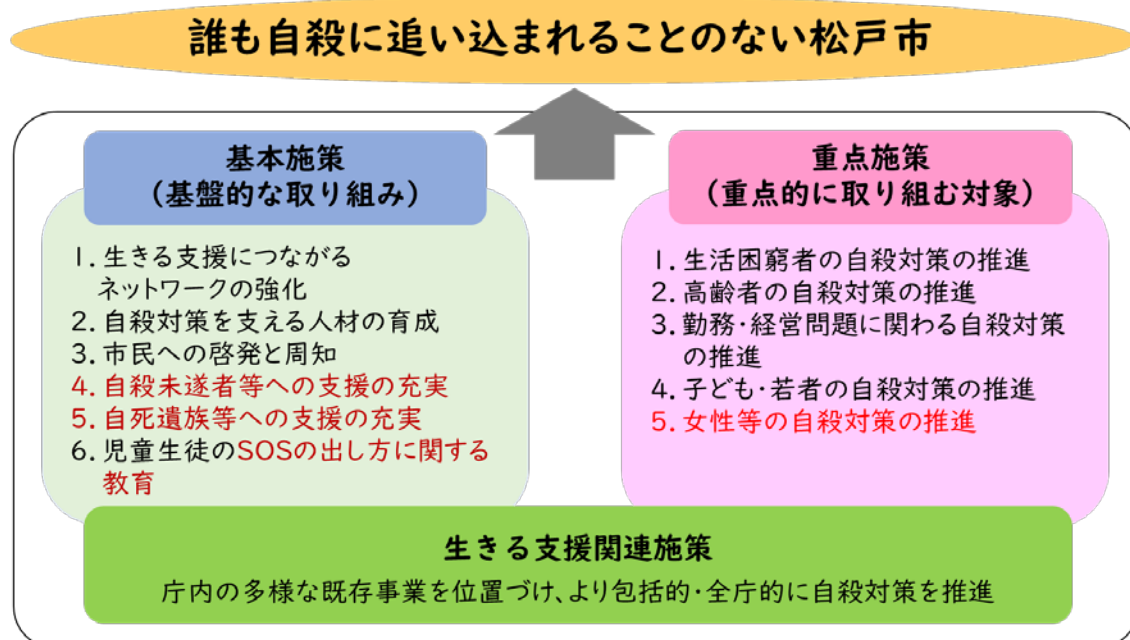
「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指します。

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 2 施策体系

「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」に向け、基本施策（基盤的な取り組み）と重点施策（重点的に取り組む対象）を定めるとともに、生きる支援関連施策として庁内の多様な既存事業を位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

#### 施策体系



### 3 基本施策

基本施策は、国の方針によりすべての自治体で取り組むことが望ましいとされた施策であり、本計画ではそれに基づき、以下の基本施策を実施します。



#### 基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに対応するため、行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者の連携、協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

##### (1) 自殺対策に関するネットワークを強化する

###### 【主な取組】

松戸市自殺対策推進部会の開催	外部団体や関係機関の委員により構成される審議会。自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討する	健康推進課
松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	庁内の自殺対策計画構成課が参加し、自殺の現状や計画の進捗状況を庁内で共有する	健康推進課
「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	自殺対策に関する情報や相談窓口等についての情報をまとめた「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を年1回作成し、配布する	健康推進課

##### (2) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する

###### 【主な取組】

松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	消費生活課
いじめ防止対策委員会との連携	いじめ防止対策委員会を開催し、小中学校のいじめ問題に関して連携する	児童生徒課
高齢者虐待防止ネットワークとの連携	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	地域包括ケア推進課
児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する	こども家庭センター

松戸市障害者虐待防止ネットワーク、松戸市地域自立支援協議会との連携	障害者の権利擁護の普及啓発に取り組み、障害分野の機関との連携を図る	障害福祉課
福祉相談機関連絡会の開催	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、各分野の相談支援を担う機関の連携を図る	地域包括ケア推進課

### (3) 関係機関との連携を強化する

#### 【主な取組】

千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸保健所との連携	個別の事例対応や、事業の推進について助言や協力を得る。	健康推進課
医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化	会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。	健康推進課
市内医療機関との連携	個別ケース支援や、連携ガイドブックの掲載、配布を通じて、情報を共有し連携を図る	健康推進課
	会議やカンファレンスを通じて医療機関との連携を深める	こども家庭センター母子保健担当室
	地域ケア会議や研修会を実施するほか、地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し支援を行う	地域包括ケア推進課
	相談を受け、各医療機関への受診や入院へと繋ぐ対応・支援を実施する	障害福祉課
	必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行う	生活支援課



## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

### (1) 様々な職種を対象とする研修を実施する

#### 【主な取組】

松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	市職員を対象にゲートキーパー養成研修を開催する	健康推進課
松戸市の事業に係る関係者等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	松戸市の事業に係る関係者および市民と接する機会が多い職種、関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を実施する	健康推進課
自殺未遂者等対応研修の実施 ※検討中	市内の救急医療関係者等を対象に、自殺未遂者等への対応についての研修を実施する	健康推進課

### (2) 市民を対象とする研修を実施する

#### 【主な取組】

市民がゲートキーパーについて学ぶ機会の提供	市民に対し、ゲートキーパーについて学ぶ機会を提供する	健康推進課
-----------------------	----------------------------	-------

### (3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する

#### 【主な取組】

学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	健康推進課
-------------------------	-------------------------------	-------



### 基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

#### (1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する

##### 【主な取組】

①メンタルチェックシステムやこころの健康等に関する周知	様々な媒体を用いて、メンタルチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を行う	健康推進課
②自殺予防週間、自殺対策強化月間等の啓発活動を実施	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に広報誌やホームページ、SNS等を通じて啓発を行う	健康推進課
③市民向け講演会の開催	外部講師を招き、年1回こころの健康づくり講演会を実施する	健康推進課

#### (2) 市民が様々な相談を受けられるようにする

##### 【主な取組】

様々な相談に対応した相談窓口「生きる支援相談窓口」の設置	専門職による生きづらさや悩みについての相談窓口を設置する	健康推進課
民間団体と連携した相談体制の充実	国の委託を受け SNS 相談を実施する「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	健康推進課
相談窓口情報等のわかりやすい発信	様々な媒体を用いて、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知する	健康推進課

#### (3) 生きる支援に関する情報を発信する

##### 【主な取組】

既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信するほか、動画等をホームページで提供する	広報広聴課
--------------------------	--	-------



#### 基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策や、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実します。

##### (1) 自殺未遂者などを適切な支援につなげる

###### 【主な取組】

相談窓口における自殺未遂者等の支援	相談者で自殺未遂や自傷行為があるケースについて、必要時医療機関、関係機関等と連携し対応する	健康推進課
「連携自治体アカウントカード」の配付	「ライフリンク」のSNS相談につながるカードを、自殺未遂者を含む自殺リスクの高い市民に、関係機関等を通じて配付する	健康推進課
自殺未遂者等対応研修の実施 ※検討中【再掲】	市内の救急医療関係者等を対象に、自殺未遂者等への対応についての研修を実施する	健康推進課

**基本施策5** 自死遺族等への支援の充実

自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、遺された人等が必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援の充実を図ります。

(1) 遺された人を適切な支援につなげる

【主な取組】

自死遺族支援を行う関係機関との連携	自死遺族を支援する関係機関、民間団体と会議等を通じて連携し、必要な取り組みについて意見を頂く	健康推進課
遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、チラシ、連携ガイドブック、ホームページ等で周知を行う	健康推進課



## 基本施策6 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標とした取り組みを展開します。

### (1) SOS の出し方に関する教育を推進する

#### 【主な取組】

小中学生への SOS の出し方に関する教育	千葉県より配付の関連資料等を各学校に周知する	児童生徒課
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布	健康推進課

### (2) 子どもの SOS を受け止められる体制を整備する

#### 【主な取組】

心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	児童生徒課
学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	健康推進課



## 4 重点施策

重点施策は、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺対策実態プロファイル」により示された特徴などをもとに、市が重点的に取り組む対象を定め、実施する施策です。



### 重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮状態にある人、生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に陥らないよう、効果的な対策を進めるとともに、生きることの促進要因を強化します。

#### (1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する

##### 【主な取組】

松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	生活困窮者を対象として、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行う	福祉政策課
生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う	生活支援課
母子・父子自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する	子育て支援課

#### (2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する

##### 【主な取組】

生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	福祉政策課 子育て支援課
ひとり親家庭等に対する手当の支給	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭を対象に手当を支給する	子育て支援課 児童給付担当室
生活保護受給者の健康診査の実施	生活保護受給者を対象とする健康診査を行う	健康推進課

(3) 多重債務問題等に関する支援を実施する

【主な取組】

松戸市消費生活センターにおける相談支援	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言を行う	消費生活課
消費者問題無料相談会の実施	東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	消費生活課
松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	消費生活課



## 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者や高齢者を支える家族、介護者などに対する支援も含め、生きることの包括的支援として実施します。

### (1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する

#### 【主な取組】

地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援	市内 15 か所日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにて、高齢者や家族、支援者の相談支援を行う	地域包括ケア推進課
福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まるごと相談窓口）の実施	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を受け、的確な支援機関に繋ぐなどの支援を行う	地域包括ケア推進課
基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	ネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を行う	地域包括ケア推進課
松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	地域包括ケア推進課
認知症の本人・家族の支援	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、普及啓発や、地域の見守りを推進する	高齢者支援課

### (2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する

#### 【主な取組】

高齢者の居場所づくり	地域の方々がグループを作り、自主的・主体的に運営して定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行う	高齢者支援課
高齢者社会参加促進業務（高年齢・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する	高齢者支援課
フレイル予防事業における啓発	フレイル予防の3つのポイントとして、食事・運動・社会参加が重要であることを周知する	健康推進課
④介護予防把握事業	介護(要支援)認定等を受けていない高齢者にアンケートを実施し、状況や希望に応じて、民生委員等による見守りを実施する	高齢者支援課

### 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

勤務・経営問題による自殺リスクを低減するため、働き方に関する諸施策と連携を図りながら実施します。

#### (1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する

##### 【主な取組】

社会保険労務士による労働相談の実施	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を実施する	商工振興課
障害者就労支援事業の実施	障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行う	障害福祉課

#### (2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する

##### 【主な取組】

労働者が日常的に利用する場での周知啓発	公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて、こころの健康に関する啓発や相談先の周知を行う	健康推進課
市内の企業経営者・従業員等に対する周知啓発	市内の企業経営者・従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する	健康推進課
勤務・経営問題の関係機関と連携した周知啓発	勤務・経営問題を支援する関係機関等と連携し、周知啓発を実施する	健康推進課



## 重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

子どもや若年層を対象とした自殺の予防、生きることの支援の充実を図ります。

### (1) いじめを苦しめた子どもの自殺を予防する

#### 【主な取組】

学校におけるいじめ対策の実施	いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムを作成する	児童生徒課
児童生徒への相談先の周知	市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードを配布する	児童生徒課
いじめ相談窓口の設置	検討中	

### (2) 学生・生徒への支援を充実する

#### 【主な取組】

小中学校への心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	児童生徒課
豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を作成・実施する	児童生徒課
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布【再掲】	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布	健康推進課

(3) 子ども・若者への支援を充実する

【主な取組】

子ども・若者の居場所づくり	自主的な活動、体験、悩みの相談（来所・電話・SNS）を提供する居場所づくりを推進する	子どもわかもの課
子どもの貧困対策の推進	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する	子ども政策課
生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供【再掲】	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	福祉政策課 子育て支援課
児童虐待防止ネットワークとの連携【再掲】	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する	こども家庭センター
SNS等を活用した相談体制の充実【再掲】	国の委託を受けSNS相談を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	健康推進課



## 重点施策5 女性等の自殺対策の推進

女性の自殺者数が増加する中、女性の自殺対策への取り組みを強化します。

また、本人の同意なく、その人の性的指向、性自認に関する情報を第三者に暴露すること（アウトティング）や、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等が職場におけるパワーハラメントに該当することなどを明記し、性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等により自殺念慮を抱えることがあり、支援の充実を図ります。

### (1) 妊産婦への支援を充実する

#### 【主な取組】

子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談支援の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援する	こども家庭センター母子保健担当室
乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う	こども家庭センター母子保健担当室
子育て世帯訪問支援事業（まつどりbabyヘルパー）	家事育児に不安や負担を抱える妊婦、保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭に、ヘルパーを派遣する	こども家庭センター母子保健担当室

### (2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する

#### 【主な取組】

女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所「野の花カフェ」の実施	困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催し、緩やかなつながりを持つことで、地域の中で安心して過ごせるよう支援する	男女共同参画課
ゆうまつどころの相談における相談支援	生きづらさや悩みを抱えている女性、男性に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	男女共同参画課
婦人相談・家庭児童相談における相談支援	家庭相談員、婦人相談員による相談業務を行う	こども家庭センター

(3) 性的マイノリティ等への支援の充実

【主な取組】

松戸市パートナーシップ宣誓制度	検討中	
人権関連	検討中	
パートナー講座等による、性に関する正しい理解の促進	パートナー講座により、思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性、自己肯定感について健康教育を行う	こども家庭センター母子保健担当室



## 5 生きる支援関連施策

自殺対策を「生きることの支援」と捉え、包括的・全庁的に推進していくため、基本施策、重点施策以外の取り組みの中で、基本施策（●項目）及び重点施策（●項目）に関連するものを「生きる支援関連施策」としてまとめています。

また、これらの事業・業務の他にも「生きる支援」となる事業・業務は多数あり、あらゆる機会を捉えて市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策							重点施策		担当課	
			ネット ワーク	人材 育成	啓 発	自殺 未 遂 者	自 死 遺 族 等	児 童 生 徒	生 活 困 窮 者	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営		子 ど も ・ 若 者
1	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う	●										広報広聴課
2	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う			●								広報広聴課
3	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する			●								広報広聴課
4	まつど合同企業説明会	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する								●			商工振興課
5	キャリア開発プログラム	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する								●			商工振興課
6	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護の者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する							●				健康推進課
7	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う			●								健康推進課
8	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う			●								健康推進課
9	家庭訪問事業	健康な生活の維持・増進のため、保健師・栄養士・歯科衛生士が家庭を訪問し、必要な支援を行う			●								健康推進課
10	健康増進人材育成事業	市民を対象に健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する			●								健康推進課
11	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う						●	●				福祉政策課
12	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	●										福祉政策課
13	保護司会保護業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する	●								●		福祉政策課
14	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に支援を必要とする者に対し、支援金を交付し、その世帯の自立更生を図る							●				福祉政策課
15	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する（所得制限あり）							●	●			福祉政策課
16	シニア交流センター管理運営事業	住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う							●				高齢者支援課
17	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する							●				高齢者支援課
18	高齢者日常生活支援事業（ながいき手帳作成・配布）	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る							●				高齢者支援課
19	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る							●				高齢者支援課
20	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する							●				高齢者支援課
21	高齢者支援連絡会業務	地域包括支援センターに委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う							●				高齢者支援課
22	介護予防把握事業	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う							●				地域包括ケア推進課
23	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、事業を委託する							●				地域包括ケア推進課
24	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がない等の事情で必要と認められた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する							●				地域包括ケア推進課

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策						重点施策			担当課	
			ネット ワーク	人材 育成	啓 発	自 殺 未 遂 者	自 死 遺 族 等	児 童 生 徒	生 活 困 窮 者	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営		子 ど も ・ 若 者
25	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう支援する							●				地域包括ケア推進課
26	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う							●				生活支援課
27	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う	●										障害福祉課
28	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する	●										障害福祉課
29	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う			●								障害福祉課
30	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う							●				障害福祉課
31	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補給給付により負担軽減を図る							●		●		障害福祉課
32	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしゃく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う							●				障害福祉課
33	重層的支援体制整備事業における相談支援事業	相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービスの利用支援等必要な支援を行う。障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う			●	●			●			●	障害福祉課
34	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する			●				●				障害福祉課
35	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法を紹介する福祉のしおり等を作成・配布する			●								障害福祉課
36	障害児支援関係事業	支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにすること及び医療的ケア児等が在宅で安心して生活できるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う			●						●		障害福祉課
37	地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る									●		子育て支援課
38	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する									●		子育て支援課
39	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する									●		子育て支援課
40	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う									●		子育て支援課
41	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る							●				子育て支援課
42	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する							●				子育て支援課
43	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する							●				子育て支援課
44	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う							●				子育て支援課
45	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する							●		●		子育て支援課
46	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る							●		●		子育て支援課
47	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る					●		●		●		子育て支援課
48	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する							●				子育て支援課
49	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る							●		●		子育て支援課
50	「GET YOUR DREAM」事業	市内中学校にて、地域の様々な職業や大人の価値観に触れる「GET YOUR DREAM事業」を実施する									●		子どもわかもの課
51	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間看護、休日看護及び土曜日看護を施設へ委託する									●		こども家庭センター
52	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる							●			●	こども家庭センター
53	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている			●				●		●	●	こども家庭センター 母子保健担当室

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策							重点施策		担当課	
			ネット ワーク	人材 育成	啓 発	自 殺 未 遂 者	児 童 生 徒	生 活 困 窮 者	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者		女 性 等
54	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
55	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
56	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこD E広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
57	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
58	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
59	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全局面談方式により健康診査実施し、育児や健康に関する相談を受け付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
60	3歳児健康診査業務	集団で行う全局面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
61	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
62	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、およこD E広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
63	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはブラッシング指導、日常生活についての個別相談、フッ化物塗布、歯科健診等を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
64	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している									●	●	こども家庭センター母子保健担当室
65	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する						●			●	●	こども家庭センター母子保健担当室
66	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する									●	●	学習指導課
67	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にしている									●	●	学習指導課
68	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する						●			●	●	児童生徒課
69	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する	●								●	●	児童生徒課
70	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する	●								●	●	児童生徒課
71	校長会・教頭会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する									●	●	児童生徒課
72	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する									●	●	児童生徒課
73	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している						●			●	●	児童生徒課
74	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う									●	●	児童生徒課
75	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する						●			●	●	児童生徒課
76	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う						●			●	●	児童生徒課
77	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。 家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している						●			●	●	児童生徒課
78	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる									●	●	児童生徒課
79	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る	●										救急課
80	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る	●										救急課

## 6 評価項目一覧

※検討中

## 第6章 自殺対策の推進体制

※検討中

## 資料編

### 1 「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査

#### (1) 調査の目的と本計画への反映

この調査は、松戸市健康増進計画「健康松戸 21Ⅲ」（計画期間：平成 26 年度～令和 6 年度）が最終年を迎え、新たに健康増進計画の策定が予定されていることから、市民の健康についての意識や生活習慣等を把握し、計画の見直しに反映させることを目的に実施しましたものです。

この調査には、本計画を策定する上で自殺に関連する設問を設けており、その結果を掲載しています。

※「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査の結果は、松戸市ホームページから見る事ができるほか、左の二次元コードからも見ることができます。

二次元  
コード  
【調査結果】

#### (2) 本調査の概要

##### ①調査対象者

令和 4 年 8 月 1 日現在松戸市在住の、満 20 歳以上の市民 5,000 人を住民基本台帳より無作為抽出しました。

##### ②調査方法

郵送配布、郵送回収（無記名、自記式）

##### ③調査期間

令和 4 年 10 月 11 日～令和 4 年 10 月 31 日

##### ④回収結果

回収数 1,744 票（回収率 34.9%）

性・年齢を明記した回答数 1,711 票（回収率 34.2%）

#### (3) 調査のまとめ概要

- 「これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがあるか」に男性の 16.4%、女性の 22.1%が「ある」と回答。
- 特に、女性の 20 歳代～40 歳代、男性の 40 歳代で高い傾向が見られ、女性の 30 歳代は「最近 1 年以内に自殺したいと考えた」ことがある人の割合も高い。
- 「死にたいと思った原因」は、女性では家庭問題、男性では勤務問題が多い。
- 「必要だと思う自殺対策」は、「子どもが相談しやすい環境・体制整備」が最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」「職場におけるメンタルヘルス対策」が続く。
- 「社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせる」と思う人は前回調査（平成 29 年）より増加。

#### (4) 主な調査結果

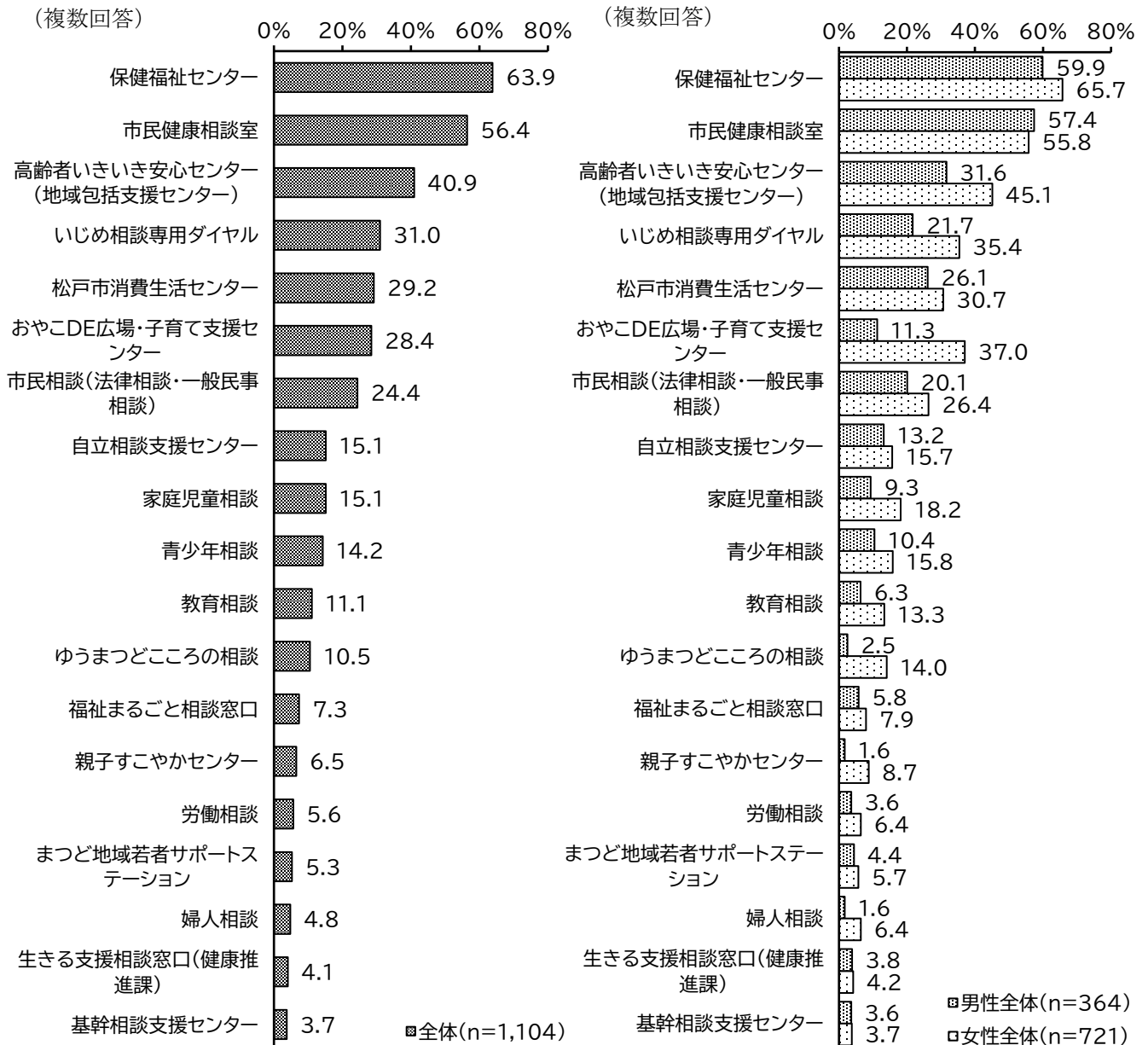
##### ①松戸市の相談窓口の認知状況

○相談窓口の認知は、「保健福祉センター」が 63.9%で最も多く、「市民健康相談室」が 56.4%、「高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）」が 40.9%で続きます。

○男女別では、女性の認知は概ね男性より多くなっています。

【自殺対策での松戸市の相談窓口の認知：全体】

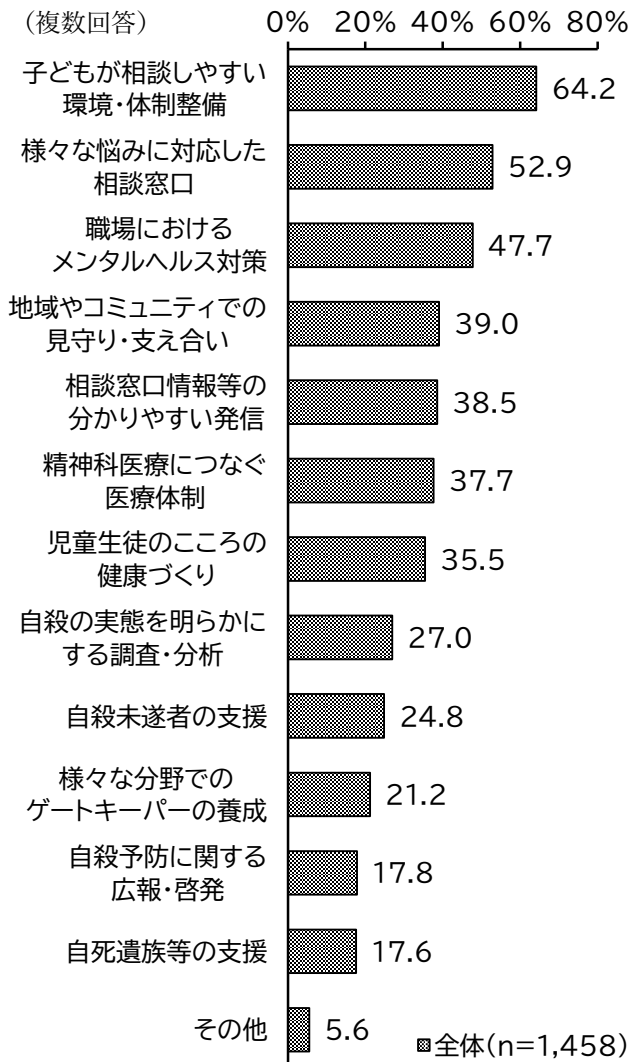
【自殺対策での松戸市の相談窓口の認知：男女別】



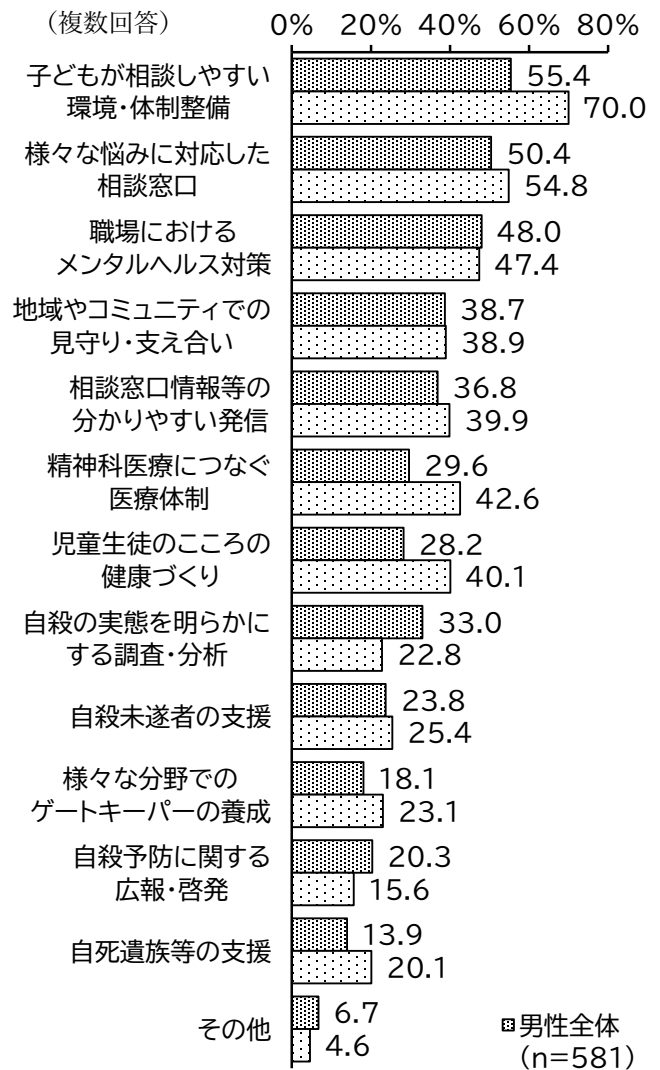
②自殺対策について必要だと思うこと

○「子供が相談しやすい環境・体制整備」が64.2%で最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」が52.9%、「職場におけるメンタルヘルス対策」が47.7%で続きます。

【自殺対策での松戸市の相談窓口の認知：全体】



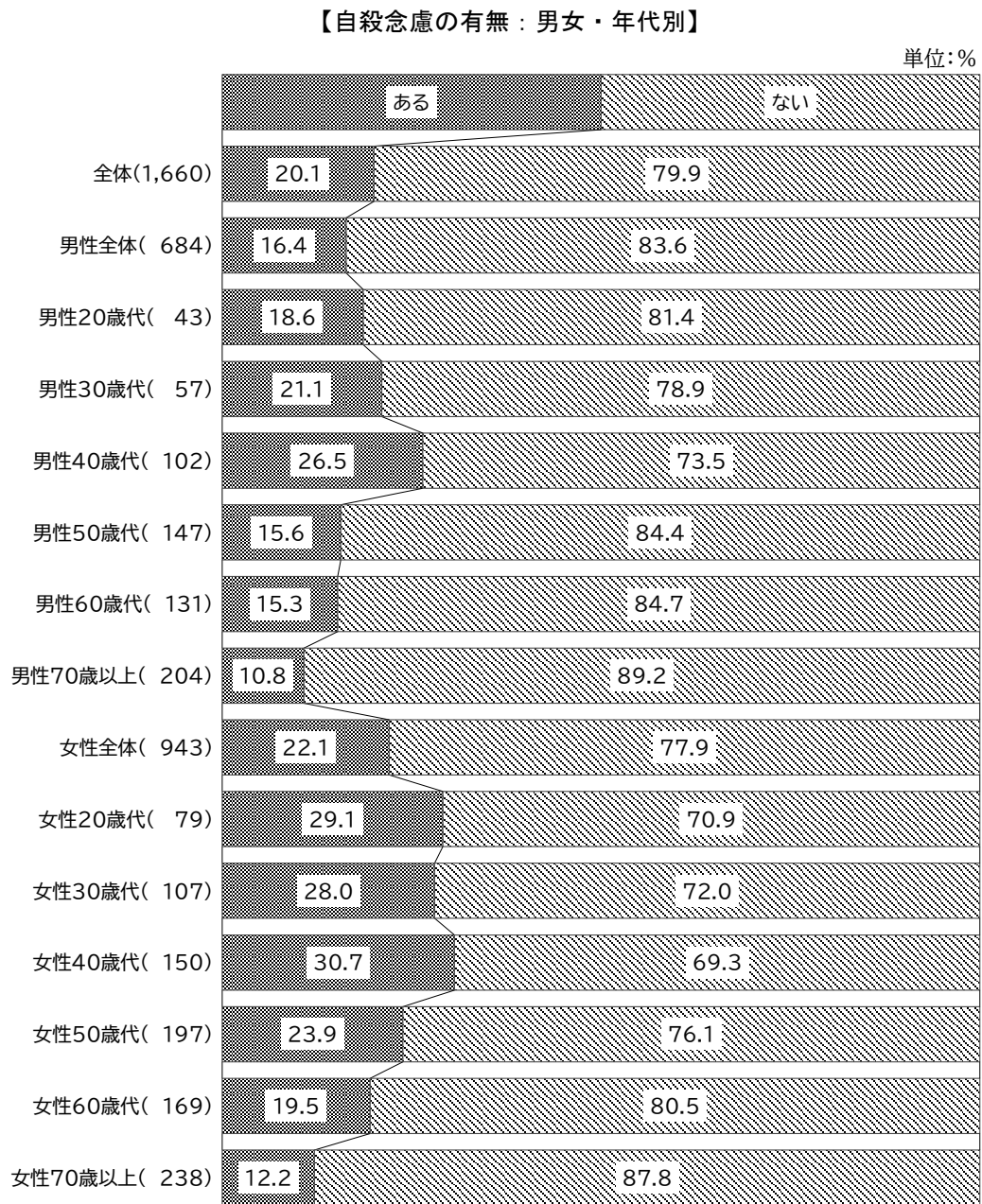
【自殺対策での松戸市の相談窓口の認知：男女別】





③自殺を考えたことがあるか

○「ある」は20.1%、「ない」は79.9%となっています。

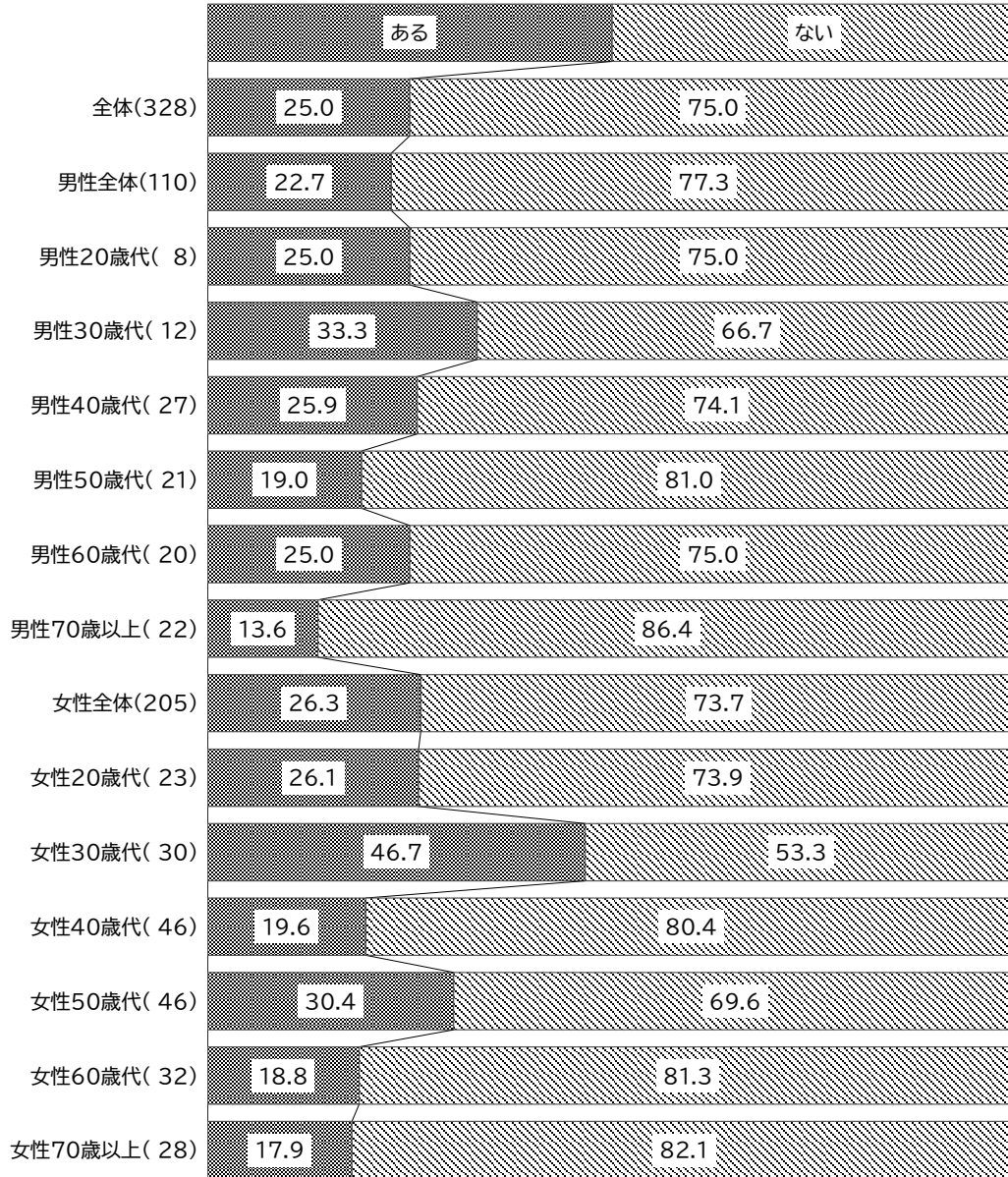


④1年以内に自殺を考えたことがあるか

○「ある」は25.0%、「ない」は75.0%となっています。

【最近1年以内の自殺念慮の有無：男女・年代別】

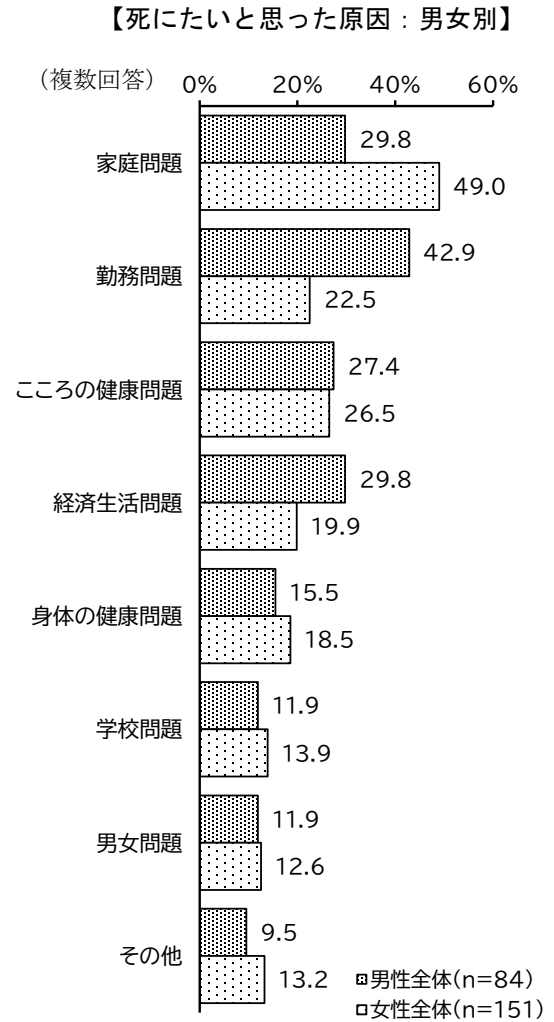
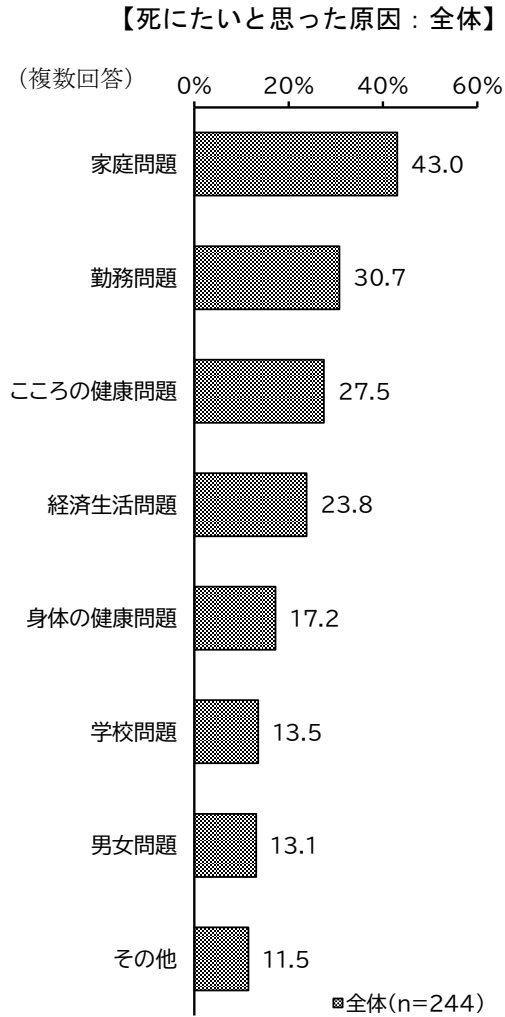
単位：%



⑤死にたいと思った原因

○「家庭問題」が43.0%で最も多く、「勤務問題」が30.7%、「こころの健康問題」が27.5%、「経済生活問題」が23.8%で続きます。

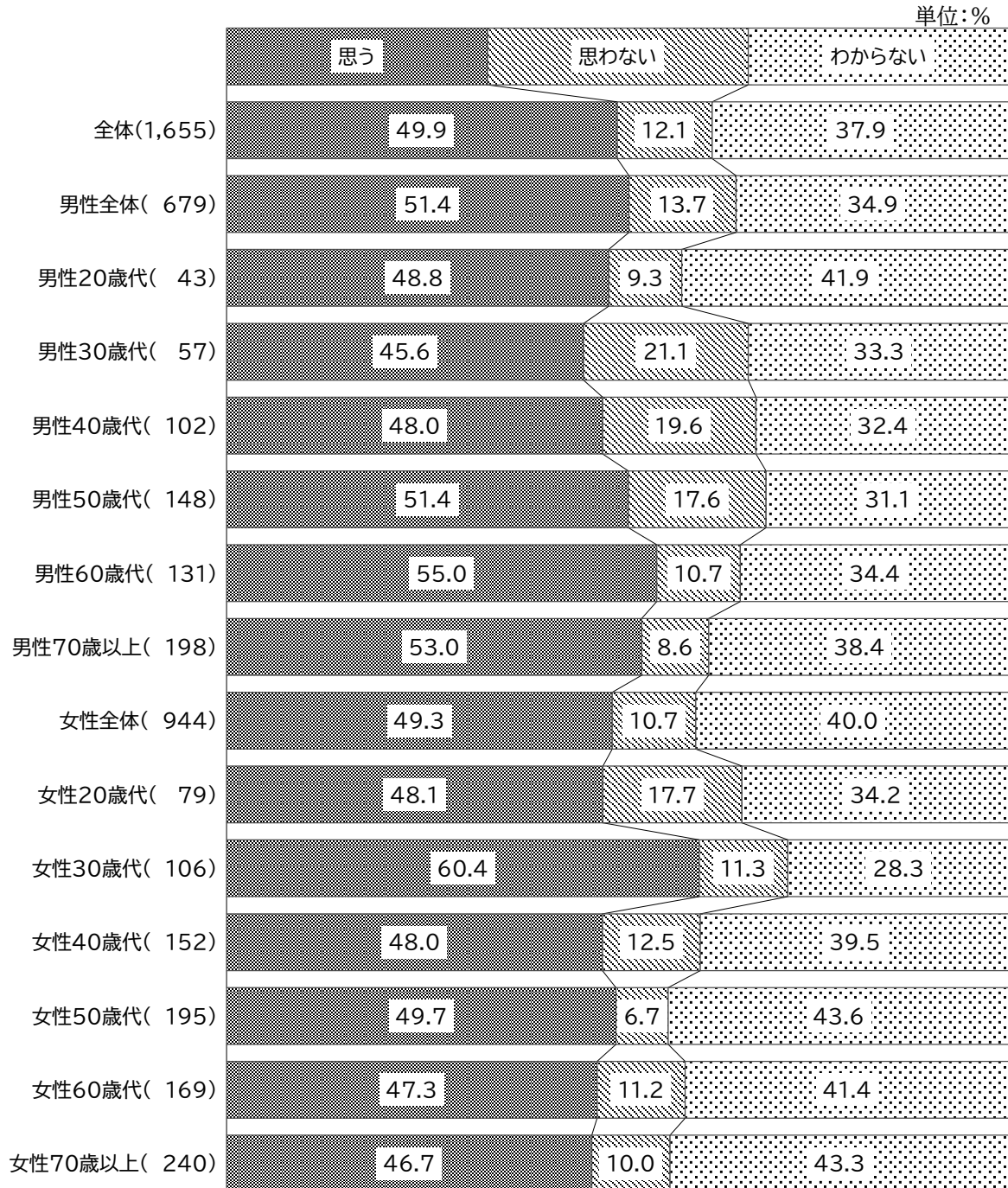
○男性では「勤務問題」が、女性では「家庭問題」が最も多くなっています。



⑥社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせると思うか

○「思う」が49.9%、「思わない」が12.1%「わからない」が37.9%となっています。

【社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせると思うか：男女・年代別】



## 2 自殺対策基本法

自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

**第二条** 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

**第四条** 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第五条** 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

**第六条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

**第七条** 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

**第八条** 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

**第九条** 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

**第十条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十一条** 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

**第十二条** 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

**第十三条** 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

**第十四条** 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

**第二十三条** 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

**第二十四条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

**第二十五条** 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日



(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### 3 要綱関係（庁外）

（1）要綱（庁外）

（2）委員名簿（庁外）

### 4 要綱関係（庁内）

（1）要綱（庁内）

（2）委員名簿（庁内）

## 5 策定の経過

※検討中